

東京情報大学学術リポジトリ (TUIS Academic Repository) 運用指針

(目的)

第1 この指針は、東京情報大学（以下「本学」という。）において運用する東京情報大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用方針を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この指針において「リポジトリ」とは、本学構成員において作成された電子的形態の学術成果等を収集、蓄積、保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するためのものをいう。

(管理・運用)

第3 リポジトリの管理・運用は情報サービスセンター（以下「センター」という。）において行うものとする。

(提供者)

第4 リポジトリに学術成果を登録できる者（以下「提供者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び大学院生。
- (2) その他、センター長が適当と認めた者

(登録対象)

第5 リポジトリに登録することができる学術成果は、次に該当するものとする。

- (1) 本学発行の紀要論文等
- (2) 本学で学位取得した博士学位論文
- (3) その他センター長が認めた学術的に意義のあるもの

(リポジトリへの登録)

第6 リポジトリに学術成果を登録することを希望する者は、所定の公開許諾手続きに従って、学術成果をセンターに提出するものとする。登録にあたっては、センター職員が登録作業を代行するものとする。

(著作権と利用許諾)

第7 リポジトリに登録された学術成果の複製権及び公衆送信権の行使を本学に無償で許諾するものとする。

- 2 リポジトリに登録される学術成果の著作権は、著作権者から移転しない。

(学術成果の削除)

第8 センターは、次のいずれかに該当する場合はリポジトリに登録された学術成果を削除できる。

- (1) 提供者から削除の申請があり、センター運営委員会がこれを承認した場合
- (2) センター運営委員会において公開を不相当であると判断し削除することを決定した場合

(免責事項)

第9 本学は、リポジトリに登録された学術成果を利用することによって発生した利用者のいかなる損害についても一切責任を負わないものとする。

(その他)

第10 この運用指針の改廃は、センター運営委員会の議を経て定めるものとする。

附 則

この運用指針は、平成26年7月1日から施行する。